主 文

本件機帆船A丸一隻を売却してその代価を保管することを許可する。

## 昭和三〇年三月一八日

## 最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	栗	Щ		茂
裁判官	藤	田	八	郎
裁判官	谷	村	唯一	郎
裁判官	池	田		克